

ている波紋は大きい。恐らく將來、初期マタラムの歴史について研究する人々は、必ず一度この書物を参照しなければなるまいが、此處に留まることも、また不可能であらう。

(Graaf, Dr. H. J. de, De regering van Sultan Agung, Vorst van Mataram (1613~1645) en die van zijn voorganger Panembahan Seda-ing-Krapak (1601~1613).

Verhandelingen van het Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde. Deel XXIII. 's-Gravenhage, Martinus Nijhoff, 1958. vii & 291 pp. with bibliography & index.)

アンサーリ著

## ウツタルニプラデーシュにおけるムスリム ニカースト——文化交流にかんする一研究

高 島 稔

著者アンサーリ氏は、最初インドのラクナウ大學のC・N・マールジュムダール教授のもとでまなび、ついでウィーン大學のウィルヘルムニコッパース、ローベルトニハイネニゲルデルン、ヨージェフニヘッケル教授らに師事して、現在イラクのバグダード大學の講師の職にある文化人類學研究者である。筆者は氏の他の論攷に接する機会をえなかつたが、ここに近着のイースタンニアンスロポロジスト誌專刊として發表されたモノグラフを紹介してみた

いとおもう。

表題にある「ムスリムニカースト」とは、インドのイスラーム教徒のあいだに婚姻規制・世襲的專業などの特徴をともなつておこなわれる慣習法的な社會區分の制度をさす用語で、カースト(ヒンドゥーニカースト)と並置される概念である。全篇は、序説につづいて、ヒンドゥーニカースト論・興起からインド侵入にいたるイスラームの歴史と、その過程におけるイスラーム教義解釋およびムスリム社會の變質とをあつかつた第一部(三章一四節)、現存ムスリムニカーストのそれぞれについて特徴・相互關係・歴史をあつかつた第二部(四章一二節)、およびムスリムニカースト名稱一覽表・インドニムスリムの親縁呼稱一覽表・Bhangri起源説話を収録した第三部からなつている。

序説では、著者はカースト制度をヒンドゥイズムの構造的基礎をなす特殊ヒンドゥー的現象とみる通説をしりぞけ、インドに存在する諸宗教集團が發祥地いかにかわらなずカースト制度をそれぞれに社會構造の基礎に採用している事實に着目して、ヒンドゥイズムとは根本的にことなる教理をもつイスラーム教徒がカースト制度を採用するばあいの過程とそれによつて生じる變容を、歴史的に追求しようという意圖をのべている。

第一部前半はカーストの性格ないし本質の考察にあてられている。著者は人間の社會がなんらかの區分を内包することをもつて、時代・地域の差をとわぬ普遍的現象とかがえ、カーストをインドにおける個別具體的な社會區分の一形態としてとらえるた

ちばから、その成立と發展をあとづける。著者によれば、太古に共住していた游牧的なインド・アーリア民族は、すでにある程度の社會區分をもつていた。これは、かれらが分住してのちの文學作品である初期リグ・ヴェーダとゼンド・アヴェスタにみられる、社會區分様式の酷似から推測できる。そして前者によれば、アーリア民族がパンジャーブから上インダス溪谷まで進出していた時代には、かれらの社會は司祭者 *Brahman*・貴族 *Rajanya* (戰士 *Katriya*)・平民 *Vaisya* の三階層に區分されていたが、それらはたぶんに分業的色彩のこいものであつて、諸區分間のモビリティもみとめられていたらしく、カーストに特有の通婚・飲食・職業についての規制はなかつたらしい。インドに移住したアーリア民族は、高度の文化をもつて先住諸民族を制壓しつつ、みずからも游牧から定着農耕の生活にはいることとなつたが、かれらの社會區分はかかるあらたな諸條件のもとで、さらに發展した。第一は前述の三區分にくわえて、人種的ないみをもつ奴隸 *Dasa*, *Dasyu*, *Sudra* という社會區分が被征服先住諸民族を包括するものとして設定され、いわゆる四種姓 *Caturvarna* が成立したとこと、アーリア的觀點からみて不淨の職業をもつことされる狩獵・漁撈民を、四種姓以下の第五位のヴァルナとして不可觸賤民視したことであり、第二は生活様式の變化にもなつてモビリティが減じ、社會區分相互の關係に對する規制があらわれはじめたことである。そしてアーリア人の居住圏がさらに擴大して混血人口が増加し、また社會經濟組織が變化するうちに、それ

ぞれの社會區分はその内部に多數の身分集團をもつていたつた。異ヴァルナ婚によつて生じた混血人口は、純血人口と區別するために *Sankhara varna* と總稱され、純血人口は *Jati* とよばれた。*Jati* (出生) はついでヴァルナ内部の小集團の呼稱となり、さらに *Sankhara varna* に屬する諸集團の社會的身分がさだまつてからは、純・混血双方のかかる小集團が社會單位となつて *Jati* と稱されるようになった。社會區分の發展とともに、かかる區分を合理化する宗教的な哲學 (思惟方法) がうまれ、族内婚・*Brahman* を頂點とするヒエラルヒー・社會的身分の生得性、および、ばあいよつては特定職業の世襲專業化をも特質とする現在のカースト制度が確立されるにいたつた。しかも現存する三千以上の諸カーストは、すくなくとも理論的には、初期ヴァルナのどれかに屬するように分類されるのである。かくて初期リグ・ヴェーダのヴァルナは、現存のカースト (『*Jati*』) と歴史的には連續發展する現象として把握されることとなり、前者を實在しなかつた *Brahman* 支配合理化のための理論的創作として、兩者の乖離・斷絶を主張する諸説は、しりぞけられる。著者はなおケガラの觀念や、カースト規制の時代的推移および現在における地域的差異にも、一瞥をあたえている。最後に著者はカーストの定義を問題とし、J. H. Hutton の「相互に排他的な人種的・部族的あるいは經濟的な起源を有し、宗教儀禮にのつとつて、相互關係を段階的組織のうちに決定された、諸集團への社會區分」という説を、諸カーストの個別性を捨象する點では妥當でないとして批判

しつつも、なお一般的に適用できるものとして採用し、ヒンドゥー・カーストに關するこの定義から宗教儀禮的局面をさしひけば、ムスリム・カーストをも説明できるとかんがえてゐる。ムスリム・カーストの構成者はイスラーム教徒であるが、社會區分自體はイスラームの宗教儀禮とは無關係なのである。

第一部後半は、ムスリム・カーストの形成因をインド侵入以前のイスラーム文化發展史のうちにさぐり、あわせてその形成過程にふれてゐる。イスラームの教義によれば、人格的唯一神アラー以外の神存在はみとめられず、すべてのムスリムはアラーのまえには平等な同胞とされる。また神と人とは直接に邂逅すべきものとされ、司祭者は宗教の本質的構成要素とならない。そして世襲的な司祭專業者や世襲の政治的支配者も、教義にしたがうかぎり排除されることになる。これは、原質 (Ursubstanz, prime substance) による生得的身分決定をみると、司祭者の地位と機能が重視されるヒンドゥイズムのばあいとは、根本的にことなつてゐる。しかし、著者によれば、上述のようなイスラーム的理念は、血縁的部族集團を基本的な構成單位とするイスラーム初期のアラビア人社會に適合しえたのみであつた。部族間の鬭争が頻發しても、それらのあいだに地位の上下はなく、部族内部にも社會的不平等はなかつた。部族としての行爲は構成員の信任をえた首長の統率下におこなわれ、いわば部族民主制が實現してゐた。單純素朴なイスラームの文化は、四圍に傳播してギリシア・ビザンツ・ペルシャの先進文化と接觸するにおよび、それらの影響をう

けて變質せざるをえなかつた。それら先進諸文化は、確立された專制君主・世襲的司祭者・身分的社會區分の制度をもつていたが、異質文化をもつ廣大な領域を征服支配するためには、イスラーム文化もそれらを採用せざるをえなかつた。ことに重要なのはペルシャの文化的影響である。變質を例示するものとして、ムーヴィヤによるハリーフアの世襲化と、身分的社會區分の繼承があげられる。前者は部族民主制から專制君主制への變化をいみする。後者については、カーストの起源とかんがえられた共往時代のインド・アリア民族の社會區分が、想起されねばならない。往時の三區分はサーサン朝時代までには、發展して司祭者・戰士・官僚 (平民) ・農牧民 (奴隸) の四區分になつていたが、イスラーム支配者はこれを存続させ、ニザーム・ウルムルクのシャーサット・ナーマ、ナーシル・ウッ・ディーン・ル・アット・ウ・シーのアフラーク・イー・ナー・シーなどにみられる政治・社會理論も、イスラームの教義に反して社會區分を正當なものとして承認してゐる。イスラームはたんなる宗教としてのみペルシャ人に受容されたのであり、その社會的平等の理念はもはや實踐的意義を喪失してゐた。アッバース朝治下に、イスラーム化されたペルシャ人の文化・社會・政治の諸方面における活動がたかまつたが、九世紀にはいつてハリーフアの權力がよまると、ペルシャ人の國家と文化の復興がみられるにいたつた。アラビア語は宗教用語としてのことだが、宮廷用語 (政治・制度用語) と文學・科學用語は、アラビア語からの借用語を多數ふくむにせよ、ペルシャ語をもつ

てみたまされた。かくてイスラーム文化のベルジャ化がおこなわれ、内陸アジアのアフガン・トルコ諸民族はこのベルジャ化されたイスラーム文化を受容していつたのである。ところでイスラーム教徒のインド侵入は、六五〇年にさかのぼるが、それから九九七—一〇三〇年のガズニー朝の侵入までは、かれらはインドの社會と文化に特に影響をおよぼさなかつた。イスラーム文化のインド傳播は一一九一年のグール朝の侵入、一二〇六年の奴隸王朝の成立以後のことである。ウツタル・プラデーシュも一一九四年以後イスラーム教徒の支配下におかれた。銘記すべきことは、かれらがインドにもたらしたのは、すでにベルジャ化されたイスラーム文化だつたことである。かれらの集團は移住時にすでに、司祭者・貴族（支配者・官僚）・一般人（兵士・商人・手工業者）の

すくなくとも三段階の社會區分をもつていたものとかんがえられるばかりでなく、人種構成も多元的であつた。かれらの支配下で、すでに複雑な社會區分をもつていたヒンドゥー原住民のイスラーム改宗政策がとられてのちは、インドのイスラーム教徒人口はきわだつて増加し、その構成も錯綜するにいたつた。ここですあらわれたのは、かつてアーリア民族と先住諸民族とのあいだでおこつたとおなじく、イスラーム教徒人口の内部で、外來征服民と改宗した在來の被征服民を人種的に區分することであつた。さらに異人種間や異集團間の婚姻によつてかれらの人口構成がよりいつそう複雑化すると、社會區分の様式もまた多元化して、改宗者がかつて屬していたヒンドゥー・カーストの諸規範がそれに

影響をあたえ、ムスリム・カーストの發生をうながすにいたつた。以上のようにして、著者は、ムスリム・カーストの成立を、文化要素ないし文化事象そのものの歴史的連續（ベルジャ化したイスラーム文化におけるインド・アーリア的社會區分の繼承）をとおしてのみならず、文化事象の發現形態（ヒンドゥー・カースト形成とムスリム・カースト形成のアナロジー）の反復もしくは連續をとおしても、追求しているのである。

第二部は、かくして成立したムスリム・カーストの實態を、具體的のべたものである。ムスリム・カーストはまず四大區分からなる。最高位はアシラーフ *Ashraf*（貴紳）といい、征服諸王朝ともインドに移住したイスラーム教徒の子孫といわれ、その内部は *Sayyid*（君主の意、豫言者ムハンマドの娘ファティーマとその夫第四代ハリファ・アリーの子孫を稱する）・シャイフ *Shaikh*（長老の意。豫言者と行動をともにしたメディナおよびメッカの初期イスラーム教徒の子孫を稱する）・ムガル *Mughal*・パターン *Pathan*（それぞれムガル朝および初期イスラーム諸王朝に隨行してインドに移住した、アフガン人やトルコ人の子孫を稱する）の四身分にわかれ、四身分のそれぞれがさらにいくつかの身分的、地緣的諸小集團をふくむ。第二位はムスリム・カースト *Muslim Rajput* といわれ、イスラームに改宗したヒンドゥー高位カースト者の子孫からなり、内部はさらにおおくの身分的、地緣的小集團にわかれる。第三位は、ウツタル・プラデーシュでは固有名稱をかくが、著者の「清淨職業諸カースト *Clean*

Occupational Castes」によぶもの（ベンガルでは Ajjaf）と、ヒンドゥーの清浄職業諸カーストからのイスラーム改宗者をふくみ、その内部はさらに身分的ニ職業的小集團にわけられる。一職業カーストについてみれば、それが全面的にイスラームに改宗しているものと、ヒンドゥーとムスリムの兩 Section からなるものとがあり、後者では、カースト呼稱が兩教徒をつうじてひとしいものがほとんどである。以上三大區分内部の小集團は、さらにスンニー派とシーア派の Sectoin にわかれるばあいがおおい。第四位は、著者が「不浄職業諸カースト Unclean Occupational Castes」ないし「ムスリム不可觸賤民 Muslim Untouchables」とよぶもので、イスラームに改宗したヒンドゥー不可觸賤民をさす。實際には Bhangi（使用人）や Chamār（かわなめし工）からなるこの階層の内部では、宗教を識別できないことがおおい（ベンガルでは Arzai と總稱するが、ウツタル・プラデーシュでは固有名稱をかく）。

つぎにカーストと職業との關係について。アシユラーフにおいては、Sayyad と Shaikh とは司祭者たるに、Mughal と Pathan とは戰士たるに、それぞれよりふさわしいという社會的評價が一般におこなわれる程度で、特定職業とカーストとはかならずしもむすびついていない。ムスリム・ラーシプートについては、特に説明されていないが、これも特定の職業との關係はないであろう。「清浄職業諸カースト」のほとんどは、特定の職業を世襲の專業としてもっているが、社會經濟條件の變動によつて、ある種

の職業が衰微消滅したり、他種の職業が発生したりするばあいは、特定の職業とむすびついてきた既存カーストの解體や、あらたなカーストの發生という現象もおこりうる。解體するカーストの成員は、個別的に、婚姻を通じて身分上同等とされる他カーストへの加入をころみたり、または、カーストの全體あるいは一部が、他の職業をとりいれてあらたなカーストを構成するが、かかるばあいにも、成員諸個人の従前のカースト身分（カースト）（諸社會集團の層位構成の系列のなかで、一集團に付與されてきた社會的層位）は原則として變動しない。「不浄職業諸カースト」はおおむね家事使用人として、上位三區分の富裕なものにやとわれる。

コメンサリティーの問題については、ヒンドゥー・カーストとムスリム・カーストとあいだに、おおきな相違がみいだされる。ヒンドゥーの高位カースト成員は、他郷人や低位カースト成員から飲食物をうけることができなとされているが、シーア派ムスリム・カーストのアシユラーフは、ムスリム「清浄職業諸カースト」成員からならば、飲食物をうけてさしつかえなく、スンニー派のアシユラーフでは、清浄なヒンドゥー・カースト成員からも飲食物をうけてよいとされる。このため近代的交通機關の發達以前には、旅籠屋はイスラーム教徒の獨占する職業であつた。またヒンドゥー高位カーストの榮食主義的習慣も原因となつて、食肉提供を業とするムスリム・カーストは、同業のヒンドゥー・カーストよりも相對的にカースト身分がたかい。以上にくらべると、ムスリム・カーストのコメンサリティーの規制は「不浄職業

諸カースト」に對しては異常に嚴格であり、家事使用人と雇傭主家族とは食堂・食器ともに峻別される。

婚姻に關しては、ムスリムカーストにも、ヒンドゥーカーストほどに嚴格でないが、なお一定のカースト規制がおこなわれる。

アシユラーフ内の各身分に屬する地域的<sub>II</sub>身分的諸集團はその内部でさらに、冠婚葬祭などの儀式を共同にするための Bradari または Bhaiband という小集團に區分され、Badari、Bhaiband はさらに、族内婚單位としての Baidhari 集團に區分される。

これは、ヒンドゥーのゴートラ Gotra が族外婚單位であるのとななる。婚姻は族内婚を原則とし、配偶者はおなじ Baidhari のなかからえらぶのがふつうであるが、これが不可能ならば、Isogamy をとり、身分上同等な他の Baidhari の成員と結婚しなければならぬ。身分差のあるものあいだの婚姻は、Hypergamy の形態をとるが、下位の Sayyad と上位の Shaikh 下位の Shaikh と上位の Pathan といったきわめて身分差の接近している關係では、Hypogamy もおこりうる。縁談はヒンドゥー高位カーストでは女性がわから提起するが、アシユラーフでは反對に男性がわから提起する。微細な點ではスンニー派とシーア派とで、婚約成立の條件に相違がある。ムスリムシラープートには、Badari、Baidhari への區分はないが、同一の地域的<sub>II</sub>身分的集團内の族内婚を原則とする點はかわらない。これが不可能なばあいはアシユラーフとの通婚をこころみるが、Hypergamy の形態以外はとりえない。したがつて、身分上同等とかん

がえられるとヒンドゥーカースト成員との Isogamy も、まれではない。ムスリムシラープートにはヒンドゥーの族外婚規制がなおつよこのこつており、一般に最初のイトコとの交又婚・平婚の双方を忌避するが、ばあいによつてはかなり親縁關係のおいものまでが族外婚單位にふくまれる。ふつうには上述の忌避にふれない交又・平行イトコ婚をこのむ。論者によつては、ムスリムシラープートと下級カーストとの Hypergamy を否定しない。「清淨職業諸カースト」の多くは、アシユラーフとおなじく、Badari、Baidhari に區分される。この區分に屬する諸カーストは、完全な族内婚をおこなうものと Isogamy を頻繁におこなうものがある。Isogamy のための諸カースト連合は三階層にわかれ、近接者間では Hypergamy もおこなわれる。「清淨職業諸カースト」のなかには、職業上の目的をもつて他カーストとの同業組合的結合をつくるものがあるが、この種の結合は婚姻や祭禮などの社會的交渉のためには機能しない。「不淨職業諸カースト」は、排地的な族内婚に終始する。以上のようにムスリムカーストの婚姻規制は、コーランの命じる族外婚規制とはかなり乖離しており、ヒンドゥー文化に同化されていることがしられる。

成員に對するカースト的統制の方法。アシユラーフと高位の「清淨職業諸カースト」のカースト規制は、まずいわゆる合同<sub>II</sub>家族制度を媒介して、成員諸個人におよぼされ、また個々の行為を社會的評價をとおして制裁するかたちをとり、カースト秩序

維持のための特別の機關をもたない。低位の「清淨職業諸カースト」では、カースト・パンチャーヤットがそのような機關として作用するのが通例で、このばあい合同家族制度はカースト秩序の維持にほとんど關係しない。カースト秩序侵犯に對しては、ハチブ social boycott がおこなわれる。ただし、異カースト婚をしたものや、それからうまれたことにも對する制裁は、ヒンドゥーカーストほど徹底的でない。

社會經濟的階級ないし地位とカーストとの關係。封建性をのこす農村社會では、高位カースト＝地主、低位カースト＝耕作者という關係が一般的であり、また中小都市の高位カースト成員も、農村の封建的利害と密接にむすびついているので、このような條件のあるところでは、カースト規制はなお充分強力である。しかし低位カースト成員が個別的に社會經濟的地位をたかめていく機會は、その過程が緩慢であるにせよ、ないわけではない。工業化のすすんだ地帯ではこれと反對に、職業の種類もおおく、諸個人の社會經濟的地位の變動も頻繁かつ急速におこる。したがつて、一カーストはおおくの社會經濟的階級の成員からなり、一社會經濟的階級の成員はおおくのカーストにわかれる。工業地帯では、婚姻や宗教儀禮にはカースト規制がなおよんでいるが、その他の社會的交渉では階級がより重要な動因となつており、また配偶者の選擇にさえ *Bādhari* と同時に社會經濟的な地位も重視される。一方、低位カーストの成員が社會經濟的地位の上昇に成功すると、かれらはすすんでアシユラーフのカースト慣行をとりい

れて實踐し、ついにみずからアシユラーフの子孫たることを主張するにいたる。現在、イスラーム教徒中産階級(實業家・法律家・教師・醫師・事務員など)のおおくは、アシユラーフとの血縁關係を主張している。そしてアシユラーフとの通婚をもとめる。このほか、一カースト全體がみずからアシユラーフを稱するばあいもみられる。しかしたんなる主張によつて、かれらが眞のアシユラーフとなることができないのはもとより、困難な通婚に成功したばあいでさえ、生得的カースト身分をかえることは不可能である。*Brādhari* には参加をゆるされても、*Bādhari* からは除外される。著者はかかる階層を擬似アシユラーフ *Pseudo Ashraf* と總稱している。

ムスリム・カーストの研究は、まづたく異質のかつひとしいポテンシャルティーをもつ、ヒンドゥー・イスラーム二大文化の接觸・融合・同化の過程と結果をしめすものである。しかしカースト制度はイスラームからみれば借用物にすぎない。工業化の進行とともに合同家族制度やカースト制度は弛緩解體しつつあるが、ヒンドゥー・カーストとムスリム・カーストとを比較したばあ、後者の崩壞の方がより急速である。また政治問題としてのコミュニナリズムの社會心理的原因は、著者の觀察によれば社會を水平的にも垂直的にも區分し、排他的諸集團として對立せしめるカースト制度にもとめられる。

著者は本書をフィールドワークを通じてでなく、從來の諸研究に對する批判とそれらの攝取によつて構成しているが、その成

果は充分に注目されてよい。ことにカースト形成史論ともいうべき第一節は、人類學者のみならず歴史學者に對しても、重要な方法的視點を提供するものであらう。ただ、カースト形成がインド社會の經濟的條件にとつて、なにゆえに適合的ないし必然的であつたのか、またそれが慣行的制度として確立され再生産されてきたのはどのような條件によつてであるか、といった點はあまりふれられていないし、ヴァルナからジャーティへの轉化や、イスラームと比較した際のヒンドゥー文化論は、もとより異論もおおく今後検討を要するにちがいない。それにもかかわらず、本書は讀者に文化史學と民俗學とを結合させた文化人類學の一方法を、有力に説得しており、他日この書の成果をふまえたより大規模な研究が、アンサーリ氏自身または他のだれかによつて發表されることとが、期待されるのである。

(Ansari, Ghans :— Muslim Caste in Uttar Pradesh—  
A Study in Culture Contact [The Eastern Anthropologist, vol. XIII, No. 2], Lucknow, 1960, 83 p.)

## 會 告

左記の要領により論文を募集します。

- 一、一篇の枚数は二〇〇字詰一〇〇枚以内とする。
- 二、枚数が規定よりも多いものは返却することがあります。
- 三、不採用の論文は三ヶ月以内に返却致します。